

第七前月までに生じた場合に規定は、減免の事由が入学の月

附則

この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。

別表

児童数（A）	支給対象	一部支給停止者の手当月額
一人	二八、四〇〇円以上	
二人	三六、二五〇円以上	
三人	四〇、九六〇円以上	
四人以上	四〇、九六〇円以上 （A 三） 〽 円以上	七一〇×